

平成 3 1 年 度

障害福祉サービス事業者等集団指導資料

(集団指導資料 2 / 2 冊 障害児施設・事業所版)

令和元年 6 月 12 日 (水)
令和元年 6 月 14 日 (金)

京都府健康福祉部
障害者支援課

目 次

平成31年度指定障害児通所支援事業者等の指導監査について	1
基準条例等について（平成31年4月改正事項）	5
運営上の留意事項について	9
（1）実地指導の指摘事項	11
（2）児童発達支援管理責任者の実務要件	14
（3）児童指導員について	15
（4）通所関係 主な職員体制加算・主な減算	16
（5）報酬区分の導入について	18
サービスの質の向上について	21
（1）放課後等デイサービスに対する今後の対応について	23
（2）放課後等デイサービス、児童発達支援のガイドライン（概要）	26
（3）自己評価結果等未公表減算	28
障害児支援について	31
（平成31年3月7日厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料から）	
（1）障害児通所支援の無償化について	34
（2）医療的ケア児支援について	40
（3）障害児入所施設のあり方検討会	47
（4）放課後等デイサービス等の運用改善に向けた取組	49
（5）児童虐待対策、安全強化対策	52
変更届等様式について	65
（1）変更届等の取扱いについて	67
（2）障害児（通所・入所）給付費算定に係る届出書	70
（3）指定更新について	75

平成31年度

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

平成31年度指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

1 基本方針

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「障害児通所支援等」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な給付がなされているか、③利用者本位のサービスの提供がなされているか等の観点から、障害児通所支援等を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

2 根拠法令等

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 指定障害児通所支援等事業者等指導要綱（平成28年4月20日施行）
- (3) 指定障害児通所支援等事業者等監査要綱（平成27年5月25日施行）

3 対象施設及び事業所

- (1) 指定障害児入所施設（指定医療機関除く。）
- (2) 指定障害児通所支援事業者が開設する事業所

4 指導の形態

- (1) 集団指導

指定障害児入所施設設置者及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）を一定の場所に集めて、障害児通所支援又は障害児入所支援の取扱い、障害児通所給付費又は障害児入所給付費に係る費用の請求の内容、制度改正内容等について講習等の方式により行う。

- (2) 実地指導

指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設（以下「事業所等」という。）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式等により行う。

5 集団指導

指定障害児通所支援事業者等を対象に年1回実施する。

6 実地指導

- (1) 対象選定方法

対象事業所の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある事業所等を対象に、3年に1回を目安として、「(4) 指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については6年に1回を目安とする。

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

- (2) 指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

- (3) 指導日数

- 指定障害児入所施設：原則1日
- 指定障害児通所支援事業所：原則半日

(ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。)

(4) 指導の重点事項

- ① 法令遵守事項
 - 人員、設備及び運営の状況
 - ・ 必要なサービス提供人員の配置状況
 - ・ サービス内容及び手続の説明並びに契約の状況
 - ・ 利用者等に求めることのできる金銭の範囲
 - ・ 個別支援計画の作成の状況
 - ・ 非常災害対策、感染症等対策の状況
 - ・ 防火、防災（水害・土砂等）及び防犯対策（防災・避難計画の策定、避難訓練等の実施）及び具体的なマニュアルの策定の徹底
 - ・ 苦情解決体制の整備状況
 - ・ 事故発生時の対応状況（行政への報告の徹底）
 - ・ 個人情報保護の適切な取扱い等
- ② 業務管理体制
 - 業務管理体制
 - ・ 届出の周知徹底及び一般検査の実施
- ③ 報酬等請求事項
 - 障害児入所給付費及び障害児通所給付費（以下「障害児支援給付費」という。）の算定等
 - サービス提供事項
 - 個別支援計画に基づくサービスの提供の推進
 - 障害児虐待及び身体拘束についての認識の普及
 - 障害児虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
 - 障害児虐待防止及び身体拘束禁止に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進

7 監査

- (1) 監査の実施

通報、苦情又は相談等に基づく情報、市町村又は一般相談支援事業所、児童計画相談支援事業所等へ寄せられる苦情、障害児給付費の請求データ等の分析から特異傾向の発覚、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合は、速やかに監査を行う。なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

- (2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主査以上の職にある者を充てる。

8 指導・監査後の処理

- ア 文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該指定障害児支援等事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。イ 自主点検及び自主返還指示

実地指導において障害児通所支援等の内容、障害児支援給付費の算定又はその請求に關し不当な事実を確認したときは、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、当該指摘事項に關し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、

障害児給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

ウ 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して上記アの文書指摘等以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

エ 業務改善命令

上記ウの勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る改善措置をとらなかつた場合であつて、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該指定障害児通所支援事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

オ 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止の処分事由に該当する事実がある場合であつて、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該指定障害児通所支援事業者等の指定等を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

カ 加算金

指導・監査の結果、障害児支援給付費の返還が生じる場合であつて、指定障害児通所支援事業者等が偽りその他の不正の行為により障害児支援給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該指定障害児通所支援事業者等に指示するとともに、支払を求めるよう関係市町村に通知する。

キ 公表

上記ウの勧告を行った場合であつて期限までに改善措置が履行されなかつた場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は上記エ又はオの処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

ク 聴聞等

上記エ及びオの処分を行うおとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。ただし、同条第2項各号の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

ケ 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 実施計画

(1) 集団指導

令和元年6月12日（北部会場）、6月14日（南部会場）に開催

(2) 実地指導

令和元年6月～令和2年3月

基準条例等について

(平成31年4月改正事項等)

基準条例等改正事項について（児童福祉法に基づく障害児通所、入所関係）

1 各サービス毎の対象となる京都府条例・施行規則

(1) 通所系サービス

（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

- ① 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（以下「通所条例」）（平成24年京都府条例第34号）
 - ② 児童福祉法に基づく指定通所支援の基準等に関する条例施行規則（以下「通所規則」）（平成24年京都府規則第49号）
- #### (2) 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）
- ① 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）
 - ② 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第50号）

平成31年4月1日 条例等改正事項

共生型サービスの創設に伴う改正の施行

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、新たに「共生型サービス」が介護保険サービス、障害福祉サービス及び児童福祉サービスに位置付けられたことに伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例」及び同施行規則においては、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスに係る人員等の基準を定めるため、所要の改正を行った。

児童発達支援管理責任者の実務要件・研修要件の改正

- 直接支援業務による実務要件を現行の10年以上から8年以上に緩和。
- 基礎研修は、実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講する。
- 研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け創設するなど、研修体系を見直した。

児童指導員の資格要件の改正

- 社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した大学は、「短期大学を除く」としたこと。
- 教育職員免許法に規定する幼稚園の免許状を有する者を追加。

<参考>

1 平成29年4月 条例等改正事項

(1) 放課後等デイサービス人員基準関係

- ・指定放課後等デイサービス事業等の置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなければならないこととした
- ・従業者の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。

※平成29年3月31日までに指定を受けている事業所においては、平成30年3月31日までは従前の例によることができる経過措置あり

(2) 放課後等デイサービス運営基準関係

- ・指定放課後等デイサービス事業者等は、事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととし、その提供するサービスの質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上その内容を公表しなければならないこととした。

（平成30年4月条例改正事項（児童発達支援）に同じ。規則で定める事項も同じ。）

(3) 児童発達支援管理責任者の実務要件の改正

【障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）の一部を改正する告示（平成29年厚生労働省告示第83号）】

- ・保育所等における子どもに対する支援経験年数を実務経験年数に新たに算入できることとした
- ・障害児、児童又は障害者に対する支援の経験年数が3年以上であることを必須化することとした
- ・保育所等における子どもに対する支援経験については、障害児に該当するか否かを問わず、子どもを支援した年数を算入して差し支えないこととした

2 平成30年4月 条例等改正事項

(1) 児童発達支援

- ・置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなければならないこととした。（通所条例第6条関係）
- ・従業者の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。（通所規則第2条関係）
- ※平成30年3月31日までに指定を受けている事業所においては、平成31年3月31日までは従前の例によることができる経過措置あり（通所条例附則）
- ・機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でよいこととした。（通所条例第6条関係）
- ・主に重症心身障害児を受け入れる事業所に配置すべき看護師について、看護師から看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）に緩和した。（通所条例第6条関係）
- ・事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上

その内容を公表しなければならなかったこととした。(通所条例第 27 条関係)

- ・条例第 27 条第 4 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 支援を提供するための体制の整備の状況
- 2 勤務体制及び資質向上のための取り組み状況
- 3 設備及び備品等の状況
- 4 関係機関及び地域との連携
- 5 利用障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他援助の実施状況
- 6 緊急時の対応方法及び非常災害対策
- 7 業務の改善を図るための措置の実施状況

(以上通所規則第 6 条の 2 第 1 号から第 7 号を省略して記載)

- ・実施する事業の内容に関する情報提供を義務化した。(通所条例第 49 条関係)

(2) 医療型児童発達支援

- ・配置すべき看護師について、看護師から看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）に緩和した。(通所条例第 58 条)
- ・実施する事業の内容に関する情報提供を努力義務として規定した。(通所条例第 65 条の 2 関係)

(3) 放課後等デイサービス

- ・機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でよいこととした。(通所条例第 68 条関係)
- ・主に重症心身障害児を受け入れる事業所に配置すべき看護師について、看護師から看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）に緩和した。(通所条例第 68 条関係)

(4) 居宅訪問型児童発達支援

- ・重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスの新設（第 73 条の 5～第 73 条の 12）

(5) 保育所等訪問支援

- ・実施する事業の内容に関する情報提供を努力義務として規定した。(通所条例第 81 条で準用する第 65 条の 2)

(6) 福祉型障害児入所施設

- ・配置すべき看護師について、看護師から看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）に緩和した。(入所条例第 5 条関係)
- ・障害者支援施設の基準を満たすことをもって福祉型障害児入所施設の基準を満たすとのみなし規定を廃止した。

運営上の留意事項について

指摘事項（運営に関すること）

① 内容及び手続きの説明及び同意

- 重要事項説明書の記載内容に変更があった場合は、速やかに利用者に説明を行い、同意を得るとともに記録すること。
- 重要事項説明書に事故発生時の対応を記載すること。
- 通常の事業の実施地域を超えて送迎を行う場合に利用料を徴収する場合には、重要事項説明書にその旨を記載すること。

② 障害児通所給付費の額に係る通知

- 法定代理受領により市町村から障害児通所給付費を受領したときは、支給決定保護者等に対しその額を通知すること。

③ 勤務体制の確保

- 日々の勤務時間、勤務内容及び常勤・非常勤の別を記した勤務表を作成するなど、従業員の勤務体制を明確にすること。
- 児童発達支援管理責任者の退職が続き、研修要件を満たさない者の変更届出書をやむを得ない事由として受理する事案が約1年半で2回生じている。従業員の資質の向上を図るために研修機関が実施する研修や事業所内の参加の機会の充実を図り必要な職員の確保、育成に努めること。

④ 秘密保持等について

- 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又は家族の同意を得ること。
- 退職後も業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、従業員から誓約書を徴すること。

⑤ 運営規程

- 運営規程が保存されていないため整備すること。

⑥ 掲示

- 苦情処理の手続きや運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所内に掲示すること。

⑦ 苦情解決について

- 苦情の内容等の記録が不十分であるので、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、記載内容の充実に努めるとともにサービスの質の向上に向けた取組を行うこと。

⑧ 記録の整備について

- サービス提供した際は、当該サービス提供日、内容、その他必要な事項を、その都度記録すること。
- 延長支援加算について、延長した支援が必要である理由を個別支援計画に記載すること。なお、営業時間について利用状況を踏まえ適切に設定する必要があるため見直しを行うこと。

⑨ 個別支援計画の作成

- 個別支援計画の作成にあたっては、アセスメントを行い、サービスの提供にあたる担当者を招集して行う会議を開催すること。
- 個別支援計画の作成にあたって、障害児の課題の把握、支援目標及び長期、短期等の達成時期についての記載が不十分なため改めること。
- 個別支援計画の作成後、実施状況の把握（モニタリング及び利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、利用者との面談、計画作成に係る会議の記録を残すこと。
- 個別支援計画について、説明・同意・交付の文言がなく、その旨が確認できないため、文言を追加すること。

⑩ 非常災害対策

- 防犯対策及び非常災害に関する具体的計画を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施し、その記録を保管すること。
- 風水害に対する対策マニュアルを作成すること
- 風水害、地震等非常災害に備えるため非常災害対策マニュアルを整備すること。また、その内容を定期的に従業員に周知徹底すること。

⑪ 虐待等の禁止

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、定期的に従業員に対して研修を実施し、その記録を保管すること。
- 従業員がやむを得ず利用者の身体拘束を行う場合には、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定するとともに、個別支援計画にその態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載すること。また、利用者及びその家族に十分説明し、了解を得ること。

⑫ 利用者負担等の受領

- 日用品費、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められる費用の支払いを受ける際は、予め通所給付決定保護者に対し、説明、同意を行うこと。

⑬ 事故発生時の対応

- 事故について、状況及び採った処置を記録すること。
- 事故報告書は、事故発生後速やかに事業所を所管する保健所及び利用者の支給決定を行っている市町村に報告すること。

⑭ 緊急時の対応

- 利用児の急なけが、病気等緊急時の対応についてマニュアルを作成するなどにより、運営規程に定められた「緊急時の対応方法」について適切な方策を講じること。

⑮ 安全衛生・健康管理

- 事業所において、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じること。
- 従業員の健康診断の受診等により、健康状態の管理を行うこと。

障害児通所給付費の算定誤りの具体事例

① 欠席時対応加算

- 利用中止の連絡日や連絡調整その他の相談援助に係る記録がないにも関わらず、当該加算を算定していた。
- 当該加算については急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能であるが、前々日より前に連絡があった場合も算定していた。
- 大雨警報の発令により事業所を休業した場合について急な欠席ととらえ、欠席時対応加算を請求していた。

② 福祉専門職員等配置加算

- 常勤の児童指導員等に社会福祉士又は介護福祉士を配置する要件を満たしていないにも関わらず算定していた。

③ 延長支援加算

- 運営規程で営業時間が17時30分まででありながら、17時を超えた分から算定していた。
- 当該加算については、運営規程に定められた営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に算定できるものであるが、お昼休憩の時間に支援した場合についても算定していた。
- サービス提供日数、サービス提供時間数を誤って請求していた。

④ 児童指導員加配加算

- 利用定員を超えた受入が常態化しており、実際の1日の利用者数に応じた人員配置に対する加配がされていないにも関わらず算定していた。
- 指導員加配加算（児童指導員等を配置する場合）について、児童指導員等を常勤換算で2名以上配置していないにも関わらず算定していた。

⑤ 児童発達支援管理責任者欠如減算

- 児童発達支援管理責任者が欠如しているにもかかわらず、減算手続きが行われていなかった。

児童発達支援管理責任者の実務要件

実務経験者

- ① イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ② ニの期間を通算した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ③ イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつヘの期間が通算して五年以上である者

区分	期 間
イ	<p>次に掲げる者が相談支援業務(※日常生活を営むのに支障がある者、児童へ日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務)に従事した期間</p> <p>(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者</p> <p>(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者</p> <p>(5) 学校(大学を除く。以下同じ。)の従業者</p> <p>(6) 保険医療機関の従業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 社会福祉主事任用資格者</p> <p>② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの</p> <p>③ 国家資格等(※1)を有している者</p> <p>④ 上記(1)から(5)に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者</p>
ロ	<p>①から④に掲げる資格を有するものであって、(1)から(5)に掲げる者が直接支援業務(※日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、介護者への介護の指導、動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)、その訓練等を行う者に対する指導その他職業訓練、職業教育に係る業務)に従事した期間</p> <p>② 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うための必要な知識及び技術を修得したと認められるもの</p> <p>③ 保育士</p> <p>④ 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p> <p>(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病棟関係病室の従業者</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者</p> <p>(3) 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者</p> <p>(4) 特例子会社、助成金受給授業所の従業者</p> <p>(5) 学校の従業者</p>
ハ	<p>次に掲げる期間を合算した期間</p> <p>① 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者が相談支援の業務に従事した期間</p> <p>② 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病棟関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間</p>
ニ	<p>ロの(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間</p>
ホ	<p>老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病棟関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間</p>
ヘ	<p>国家資格有資格者(※1)を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p>

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2) 「1年以上」：業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市子ども家庭支援課までお問い合わせ下さい。

【児童指導員】児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例 関連Q&A

事業種別	質 問	回 答
<p>児童発達支援 放課後等デイ サービス</p>	<p>条例改正により、従業員は「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス提供員」でなければならないこととされたが、「児童指導員」は具体的にどのような者を指すのか。</p>	<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)(以下このQAにおいて「基準」という)第43条において次のとおり定められています。</p> <p>第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 精神保健福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの <p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第2号の2並びに第3号に掲げる事業を指すものとします。</p> <p>(概要)</p> <p>第2項第2号:児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等(1種事業・入所系)</p> <p>第3項第2号:児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等(通所、相談系)</p> <p>第3項第2号の2:幼保連携型認定こども園</p> <p>第3項第3号:母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業等</p>
<p>基準第43条第1項第8号及び第10号に規定する「児童福祉事業」とはどのような事業を指すのか。</p>	<p>基準第43条第1項第9号及び第10号に規定する「都道府県知事が適当と認めたもの」はどのような事業等を指すのか。</p>	<p>個別に所管保健所に相談願います。なお、第9号に規定する「教諭となる資格を有する者」について、教科は問いませんが、有効な期間の免許を有する者である必要があります。</p>

通所関係主な職員体制加算

1 児童指導員等加配加算 (児童発達支援、放課後等デイ)

加算を算定するために基準上必要な人員に加えて配置が必要な従業者(常勤換算)

ア 理学療法士等を配置する場合

- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士
- ・ 大学の学部で心理学を専修し卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学級の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者研修終了者

イ 児童指導員等を配置する場合

- ・ 児童指導員
- ・ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者
- ・ 行動援護従業者養成研修修了者

ウ その他の従業者を配置する場合

- ・ 障害福祉サービス経験者
- ・ 指導員

児童指導員等加配加算Ⅰ

① 最低基準上必要な従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等、又はその他の従業者を常勤換算で1名以上配置していること。

② 児童発達支援事業所(センター除く)及び放課後等デイサービス事業所で、主に重症心身障害児以外を対象とする事業所において「ア」又は「イ」の区分により算定する場合は、最低基準上必要な従業者と①の加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置していること。

③ 放課後等デイサービス事業所で、主に重症心身障害児以外を対象とする事業所において、児童指導員等配置加算を算定していること。

児童指導員加配加算Ⅱ

① 最低基準上、必要な従業者及び加算Ⅰの算定に必要な従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等、又はその他の従業者を常勤換算で1名以上配置していること。

② 「ア」又は「イ」の区分により算定する場合は、児童指導員配置加算を算定している事業所において、最低基準上必要な従業者と①の加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置していること。

注意：児童指導員等加配加算Ⅱが対象外の事業所

児童発達支援センター、重症心身型児童発達支援事業所、未就学児が70%未満の児童発達支援事業所、重症心身型放課後等デイサービス、指障該当児が50%未満の放課後等デイサービス

2 児童指導員等配置加算 (児童発達支援(センター)、放デイ、重心型を除く)

○児童指導員等の有資格者等を配置した場合の加算

加算の対象となる従業者

- ・ 児童指導員
- ・ 保育士
- ・ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した障害福祉
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者 } サービス経験者
- ・ 行動援護従業者養成研修修了者

3 福祉専門職員等配置加算 (児童発達支援、放課後等デイ)

○有資格人材の確保とサービスの質の向上を図る上で、条件に応じて加算

加算の対象となる従業者

- ・ 加算Ⅰ 児童指導員、障害福祉サービス経験者
- ・ 加算Ⅱ 児童指導員、障害福祉サービス経験者
- ・ 加算Ⅲ 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者

4 看護職員等配置加算 (児童発達支援、放課後等デイ)

医療的ケア児の受け入れ体制を確保し必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算。基準上必要な人員に加え、看護職員が常勤換算で1以上、医療的ケアに関する判定スコアによる要件、医療的ケア提供の公表等の要件がある。

5 強度行動障害児支援加算 (児童発達支援、放課後等デイ)

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算

6 栄養士配置加算 (児童発達支援)

7 保育職員加配加算 (医療型児童発達支援)

8 訪問支援員特別加算 (居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

報酬に係る主な質問について

項目	サービス種別	質問	回答
基本報酬	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービスで主に重症心身障害児を対象とする事業所において、重症心身障害児以外を受け入れた場合の基本報酬はどの区分により請求すればよいか。	授業終了後に行う場合は区分1の1(指標該当児50%以上、サービス提供時間3時間以上)、休業日に行う場合は区分1により請求すること。
強度行動障害児 支援加算	児童発達支援 放課後等デイ サービス	強度行動障害児支援加算については、通所報酬告示に規定する強度行動障害児を持つ該当の児童にのみ算定するの、あるいは利用者全員に対して算定可能か。 強度行動障害児支援加算の要件として、「強度行動障害児支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了した者が支援を行うこと」とあるが、これに、重症訪問介護従業者養成研修行動障害児支援課程修了者、行動支援従業者養成研修修了者は含まれるか。	通所報酬告示に規定する強度行動障害児を持つ児童に対してのみ算定する。 含まれる。
保育・教育等移行 支援加算	同上	保育・教育等移行支援加算について、もともと保育所と児童発達支援の並行通園をしていた障害児が、児童発達支援を退所して保育所だけの通園になった場合も、算定対象となるか。	対象となる。
送迎加算	同上	送迎加算について、重症心身障害児以外の送迎において、看護職員加配加算を算定する事業所であって喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎する場合に、さらに37単位が加算できることとなったが、ここでいう「喀痰吸引等が必要な障害児」とは、どこまでを指すのか。	医療的ケアが必要な障害児を指す。
訪問支援員 特別加算	居宅訪問型児 童発達支援 保育所等訪問 支援	訪問支援員特別加算について、要件に該当する専門職員を配置した事業所について算定できるとされているが、加算の対象としては、当該事業所が行う全ての職員の訪問支援が対象となるのか。あるいは、要件に該当する専門職員の訪問支援のみが対象となるのか。	当該事業所が行う全ての職員の訪問支援が対象となる。

通所関係主な減算

※減算は、人員及び運営に係る基準違反であることを留意。

- **サービス提供職員欠如減算** (児童発達支援、放課後等デイ)
 - ・指定基準の規定により配置すべき従業者(児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、一割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について、所定単位数の100分の70で算定。
 - ・減算が適用された月から3カ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定する。
- **児童発達支援管理責任者欠如減算** (児童発達支援、放課後等デイ)
 - ・児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定する。
 - ・減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定する。
- **個別支援計画等未作成減算**
 - ・通所支援計画等が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障害児につき所定単位数の100分の70で算定する。
 - ・減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定。
- **自己評価結果等未公表減算** (児童発達支援、放課後等デイ)
 - ・児童発達支援、放課後等デイサービスに義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合、所定単位数の100分の85で算定。
- **身体拘束廃止未実施減算** (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイ)
- **定員超過利用減算** (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイ)
- **開所時間減算** (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイ)

報酬区分の導入について

平成30年度から、下記のとおり児童発達支援及び放課後等デイサービスに報酬区分が設けられています。

◆児童発達支援：未就学（小学校就学前）の障がい児の割合による報酬区分

区分	内 容
区分1	前年度の未就学児の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上
区分2	前年度の未就学児の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%未満
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所

◆放課後等デイサービス

指標に該当する障害児の割合と授業終了後のサービス提供時間による報酬区分

区 分	指標該当児50%以上	指標該当児50%未満
授業終了後 サービス提供時間3時間以上	区分1の1	区分2の1
授業終了後 サービス提供時間3時間以上	区分1の2	区分2の2
休業日	区分1	区分2

指標該当の有無の判定について

前年度1年間の指標該当児の利用延べ人数を全障害児の延べ利用人数で除して得た数（小数点第2位切り上げ）が50%の場合は区分1、それ以外の場合は区分2

指標該当児：以下のA～Dのいずれかに該当する障害児

- (A) 食事、排せつ、入浴、移動のうち3以上の日常生活動作で全介助が必要
- (B) 別添の指標に掲げる各項目の点数の合計が13点以上
- (C) 行動援護の利用者である場合
- (D) その他合理的理由があつて市町村長が認めた場合

※平成30年度中の支給決定更新までは、別添の5領域11項目の調査等により

- ①食事、排せつ入浴及び移動のうち3以上で全介助、
- ②行動障がい及び精神症状において(1)～(3)のうち「ほぼ毎日」又は「週に1回以上」が1項目以上かつ(4)～(7)のうち「ほぼ毎日」が2項目以上で市町村が認めた場合も可

(参考) 5 領域 1 1 項目

項目	区分	判断基準
① 食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
② 排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③ 入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④ 移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤ 行動障害 おおよび精神 症状	・ほぼ毎日 (週5日以上) 上の支援や 配慮等が 必要 ・週に1回以 上の支援や 配慮等が必 要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返し返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていない。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

※項目の判断基準は障害支援区分の取扱いに準ずる

【別表】

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の場であればコミュニケーションできる ○非障以外の方法でコミュニケーションできる	○調査の方法でコミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を発す	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
暴発行動	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
多動・行動停止	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
不安定な行動	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
自らを傷つける行為	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
他人を傷つける行為	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
不適切な行為	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
攻撃的な行動	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
過食・嘔吐等	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
てんかん	○年1回以上	○月に1回以上	○週1回以上
そうつ状態	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
反社会的行動	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
本人間の不安感、集団生活への不適応	○支障が不要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
読み書き	○支障が不要	○部分的な支障が必要	○全面的な支障が必要

サービスの質の向上について

放課後等デイサービスに対する今後の対応について

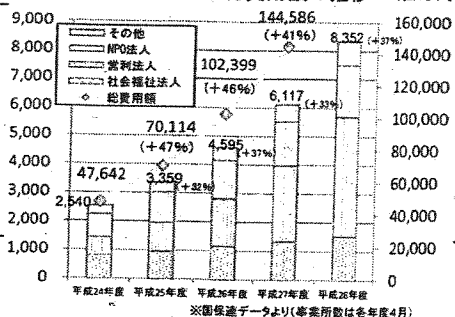
1 現状・課題

○ 放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。

○ 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。

※例えば、テレビを見させているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



2 これまでの対応

時期	対応内容
平成27年4月	○放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表
平成28年3月	○支給決定の適正化に向けた留意事項通知(H28.3.7障害福祉課長通知) ①指定障害児通所支援事業者の指導の徹底(支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守) ②放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努めること ③障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化 ・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う ・支給量の目安(支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限)を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること
平成28年6月	○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について(監査の強化等)(H28.6.20事務連絡) ・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実地指導の実施等 ・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告する

3 今後の対応策

1. 指定基準等の見直しによる対応【平成29年4月施行】

(1) 障害児支援等の経験者の配置

○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し(告示の改正)

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

○人員配置基準の見直し(基準省令の改正)

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者*」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

*2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

○運営基準の見直し(基準省令の改正)

➢ 運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。

➢ 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

2. その他の対応【平成29年度中実施】

○情報公表の先行実施

指定放課後等デイサービス事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容(タイムスケジュール等)、BS(貸借対照表)やPL(損益計算書)などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のHP等で公表に努めること。都道府県等は事業者に対して、支援内容や人員配置(職員の資格等)、財務諸表等の公表をすることを促すこと。

※会計区分での公表など詳細は更に検討

障障発 0403 第 1 号
平成 29 年 4 月 3 日

各 都 道 府 都 市 県
障 害 保 健 福 祉 主 管 部 (局) 長 殿
障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課 長
(公 印 省 略)

者を配置することが必要と指摘されている。また、児童発達支援管理責任者は、障害児の個々のアセスメントや個別支援計画の作成などに関する責任者であるとともに、他の職員に対する指導的役割も担う、障害児支援を提供する上で重要な役割を担う職員である。このため、改正告示において、保育所等における子どもに対する支援経験年数を業務経験年数に新たに算入できるとすることをもに、障害児、児童又は障害者に対する支援の経験年数が3年以上であることを必須化することとした。

なお、保育所等における子どもに対する支援経験については、被支援者が障害児に該当するか否かを問わず、子どもを支援した年数を算入して差し支えないものとし、また、これまでの児童発達支援管理責任者としての経験年数についても算入して差し支えないものとする。

放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について

障害児通所支援事業の運営等については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき行われているところであるが、社会保険審議会障害者部会報告書(平成27年12月14日)において、「放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求め、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべき」とされたところである。

このため、今般、「児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第6号。以下「基準改正省令」という。)及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」(平成29年厚生労働省令第83号。以下「改正告示」という。)を公布し、平成29年4月1日から施行することとしたところである。基準改正省令の趣旨及び内容は、「児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について(平成29年3月31日障発0331第17号。以下「通知」という。)においても示しているところであるが、基準改正省令、改正告示の趣旨及び内容並びに放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について、下記のとおりまとめたので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようになされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 児童発達支援管理責任者の資格要件の見直しについて
障害児支援は、子どもを成長・発達を支援するものであり、適切な発達支援の提供を行うためには、子どもへの発達支援を行うための基礎的な知識・経験を有す

2. 放課後等デイサービス事業所の人員配置基準の見直し等について

- (1) 人員配置基準の見直し
基準改正省令により、指定放課後等デイサービスの人員配置基準上必要な職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとしたところであるが、これは、サービス提供時間帯において最低1人は子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者が配置されることを目的としたものである。なお、通知に示したとおり、当該規定は人員配置基準上必要な数の職員について適用されるものであり、例えば定員10名の事業所であれば、人員配置基準上必要な職員の数である2名については児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者であり、かつ、そのうちの1名は児童指導員又は保育士である必要がある。そして、2名に加えて職員を配置している場合には、当該職員については児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者である必要はない。

また、指導員加算については、これまでどおり児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者以外の職員であっても算定できるものである。

- (2) 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け
基準改正省令において、放課後等デイサービスガイドライン(平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の内容に沿った評価項目を規定し、当該項目に基づいた評価を行うことを義務付け、質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨を規定したところであるが、個々の自治体で独自に放課後等デイサービスの質の担保のためのガイドライン等を作成している場合にあっては、当該ガイドライン等に沿った評価項目を設定して差し支えないものとする。

また、通知に示したとおり、放課後等デイサービスの提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にし、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を行わなければならない。

3. 放課後等デイサービス事業所に係る情報公表について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)において、利用者が個々の二

一ズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、障害福祉サービス等事業所の質の向上を図るため、平成30年4月から障害福祉サービス等情報公表制度を開始することとしている。

これを踏まえ、放課後等デイサービス事業所については、情報公表制度を試行することとし、平成29年4月1日以降に指定を受けた放課後等デイサービス事業所においては、支援の提供を開始するとき、少なくとも以下の情報について都道府県等の指定権者に提供した上で、事業所のホームページ等における公表に努めることとする。

なお、都道府県等の指定権者は、事業者に対して、提供された情報について公表することを促すこととし、情報の提供がない場合においては、実地指導などにより、当該情報の把握に努められたい。

①職員の配置状況（職員の経験年数や資格等）

②主な支援内容及び1日の流れ

③貸借対照表や損益計算書などの財務諸表

なお、貸借対照表や損益計算書などを含め、NPO法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理士を委用することが望ましいこととし、株式会社等の監査役も同様とすることが望ましいこと。

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

◆ **ガイドラインの趣旨**

◆ **放課後等デイサービスの基本的役割**

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ **放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ **事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理**

設置者・管理者向け
ガイドライン

児童発達支援管理責任者
向けガイドライン

従業者向け
ガイドライン

◆ **子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上**

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ **子どもと保護者に対する説明責任等**

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ **緊急時の対応と法令遵守等**

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者向け 放課後等デイサービス評価表		資料 3-2
チェック項目	達成状況	備考
① 子どもの発達等のスペースを十分に確保しているか		
② 職員の数等は適切であるか		
③ 事業所の設備等について、スコア制の評価などハリアフリー化が適切に行われているか		
④ 子どもと保護者のニーズや課題的に分析した上で、支援計画を立案しているか		
⑤ 活動プログラムが固定化していないか		
⑥ 放課後等デイサービス運営との連携のない子どもと活動しているか		
⑦ 支援の内容、利用者負担等について説明があったか		
⑧ 自営から子どもの状況を把握し、子どもの発達状況や課題を把握しているか		
⑨ 保護者に対して適切な支援や指導の支援を行っているか		
⑩ 文書での連絡を交換した上で、必要に応じて面談や電話連絡を実施しているか		
⑪ 子どもや保護者からの苦情の対応を迅速するとともに、苦情の発生、発生がなかった場合に適切に対応しているか		
⑫ 障害のある子どもや保護者のニーズや課題を把握しているか		
⑬ 定期的に研修やホームヘルパー研修等を実施しているか		
⑭ 事業所がマニュアルが整備されているか		
⑮ 事業所の安全に配慮し、必要に応じて、その必要な対応を行っているか		
⑯ 事業所の安全に配慮し、必要に応じて、その必要な対応を行っているか		

従業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料 3-3
チェック項目	達成状況	備考
① 初任職員が指導員研修等スペースとの間で活動しているか		
② 職員数等は適切であるか		
③ 事業所の設備等について、ハリアフリー化の配慮が適切に行われているか		
④ 放課後等デイサービス運営との連携のない子どもと活動しているか		
⑤ 支援の内容、利用者負担等について説明があったか		
⑥ 自営から子どもの状況を把握し、子どもの発達状況や課題を把握しているか		
⑦ 保護者に対して適切な支援や指導の支援を行っているか		
⑧ 文書での連絡を交換した上で、必要に応じて面談や電話連絡を実施しているか		
⑨ 子どもや保護者からの苦情の対応を迅速するとともに、苦情の発生、発生がなかった場合に適切に対応しているか		
⑩ 障害のある子どもや保護者のニーズや課題を把握しているか		
⑪ 定期的に研修やホームヘルパー研修等を実施しているか		
⑫ 事業所がマニュアルが整備されているか		
⑬ 事業所の安全に配慮し、必要に応じて、その必要な対応を行っているか		
⑭ 事業所の安全に配慮し、必要に応じて、その必要な対応を行っているか		

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」

- そのためのチェックリストが必要との意見
- ユーザー評価にも使えるように、との意見

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 保護者のアンケート調査結果のフィードバック

「児童発達支援ガイドライン」の概要

ガイドラインの策定

○ 児童発達支援は、平成24年4月に約1,700か所であったが、平成29年1月には約4,700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表する。

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家庭支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるように、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】 職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

1 障 第 2 0 6 号
平成 3 1 年 1 月 2 3 日

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

京都府健康福祉部障害者支援課長
(公印省略)

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業における自己評価
結果等の公表及び届出について (通知)

平素は、本府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、平成 30 年 6 月の集団指導において説明のとおり、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正により、放課後等デイサービスにおいては平成 29 年 4 月から、児童発達支援においては平成 30 年 4 月から、自己評価及び保護者による評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。また、平成 30 年度報酬改定により、自己評価結果等未公表減算が創設され、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について都道府県に届出がない場合、平成 31 年 4 月以降の報酬請求において、減算が適用されることとなりました。

つきましては、自己評価結果等の公表について、下記により届出願います。

記

- 届出を要する対象事業 児童発達支援、放課後等デイサービス
(共生型、基準該当を含む)
- 届出期日 平成 3 1 年 3 月 2 5 日 (月) 【事務整理上、期日までの提出にご協力ください】
- 届出書類 (1) 別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」
事業所ごとに提出
(2) 公表している「自己評価表」及び「保護者評価表」
サービスの種類ごとに提出
- 届出方法 所管する府内の保健所(別添)あて届出してください。

担当	障害者支援課福祉サービス・障害児支援担当
電話	(075) 414-4633
FAX	(075) 414-4597

参考資料

1 自己評価の方法について

(1)実施方法

「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の別添に自己評価の流れ、評価表のひな型等が示されていますので、参考にしてください。

(2)評価表の様式

各ガイドラインの別添に、事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表のひな型等が示されていますので活用願います。事業所で加除修正を行うことも可能です。

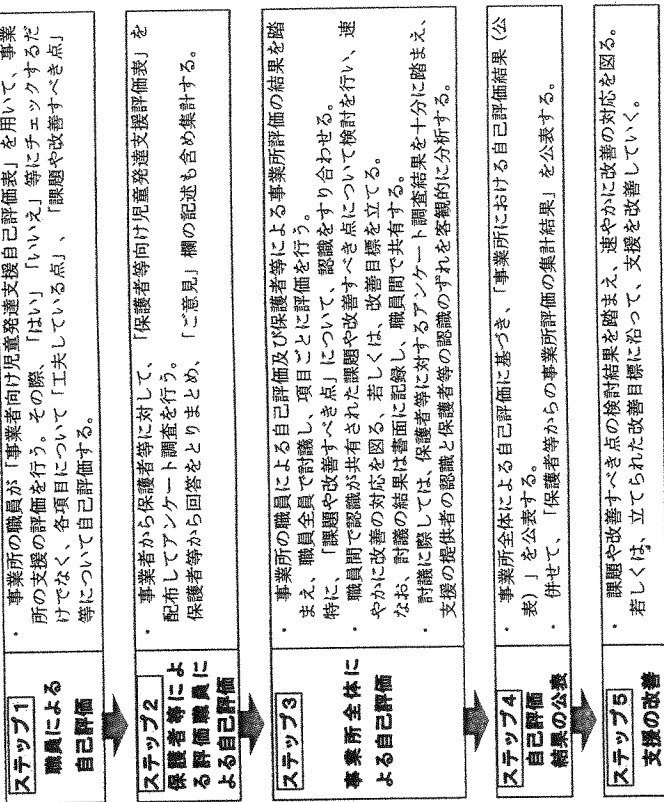
(3)公表の時期

概ね1年間に1回以上

(4)公表の方法

インターネットを活用し自法人のホームページに掲載等により公表します。

また、事業所の見やすい場所へ掲示したり、保護者への会報に結果の記事を掲載します。



※「児童発達支援ガイドライン」参照

自己評価結果等の公表に係る届出書

平成 年 月 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

所在地

法人名

代表者 職名

氏名

印

次のとおり指定通所支援に係る自己評価及び保護者評価を行いましたので届け出ます。

1 事業所情報

事業所番号	
事業所名	
所在地	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス

2 公表状況

○児童発達支援

公表日

平成 年 月 日

公表方法

- ホームページに掲載 (URL)
 会報等に掲載し配布 (会報名)
 その他の方法 具体的な方法 ()

○放課後等デイサービス

公表日

平成 年 月 日

公表方法

- ホームページに掲載 (URL)
 会報等に掲載し配布 (会報名)
 その他の方法 具体的な方法 ()

3 公表内容

別添のとおり

※公表している「自己評価表」及び「保護者評価表」を添付のこと。

2 自己評価結果等未実施減算について

(1)減算の対象となる事業

児童発達支援、放課後等デイサービス（共生型、基礎該当含む）

(2)算定単位数

所定単位数の100分の85（15%減算）

(3)減算対象期間等

都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算を適用

※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しない。

ただし、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、京都府に届け出ること。

＜参考＞

●報酬告示（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基礎該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準）

別表
第1 児童発達支援

1 注3

児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいづれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(3)指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基礎該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合100分の85

第2 放課後等デイサービス

1 注5 略（児童発達支援と同様）

●留意事項通知

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基礎該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）より抜粋

第二 (8)質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基礎該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の100分の85ではないことに留意すること。

③ 質の評価及び改善の内容（以下、「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならぬものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届出ることとする。

⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

